**平成２１年（フ）第９１２２号**
大阪市東淀川区菅原６―17―13、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄４丁目10番14号　明和建設株式会社寮
債務者　森木貴美男
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９２０４号**
大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―1206号
債務者　藤永　晴代
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９２３５号**
大阪市西成区玉出西２丁目６番６号　ヒラヤマビル40Ａ
債務者　水江　孝明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９２３６号**
大阪市西成区玉出西２丁目６番６号　ヒラヤマビル40Ａ
債務者　水江扶容子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９３８６号**
大阪府高槻市牧田町５番19―202号
債務者　髙木ひろ子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９３９４号**
大阪市住吉区苅田５―19―26　アビコセンターハイツ304、住民票上の住所大阪市住吉区長居１丁目２番17―407号
債務者　藤井　綾子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９３９８号**
大阪市住吉区南住吉１丁目12番４―106号
債務者　松本美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４００号**
大阪府東大阪市俊徳町１丁目４番22号
債務者　小西　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４０７号**
大阪府東大阪市客坊町３番３号
債務者　中西やよい（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４１２号**
大阪市大正区小林西２丁目８番17号　新城アパート２階
債務者　尾辻　光照
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４２３号**
大阪府豊中市東寺内町10番15―104号
債務者　川北　裕太
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４３６号**
大阪府枚方市新之栄町26番17号
債務者　中　しのぶ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４７７号**
大阪府東大阪市荒本西４丁目１番23号　上仲マンション202号
債務者　西郷　　修
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９４８５号**
大阪府大東市深野３丁目17番208号
債務者　野田國喜こと宮國国喜こと　申　　國喜
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９５５３号**
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番20―1004号
債務者　中山　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第８６４号**
大阪府泉大津市池浦町３丁目４番38―103号
債務者　川﨑　智正
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１００２号**
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番60号
債務者　原　　邦子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１０４３号**
大阪府岸和田市大手町２番13号
債務者　北河　信雄
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係